

1 9 高 福 号 外
平成19年9月28日

各 市 町 村 長 殿

愛知県健康福祉部長
(公 印 省 略)

介護保険関係車輛の駐車許可の取扱いについて(通知)

このことについては、平成18年5月29日付け18高福号外により通知したところですが、愛知県道路交通法施行細則が本年10月1日に一部改正されることに伴い、愛知県警察本部交通部駐車対策課長から別添のとおり依頼がありましたので、御承知されるとともに、関係機関への速やかな周知等に御配慮ください。

なお、施行日は本年10月1日であり、主な改正点は下記のとおりです。

記

- 1 駐車許可の対象場所は、介護保険利用者宅から概ね100メートル以内に駐車場及び駐車禁止されていない道路の部分が存在しないこと、又はこれらの使用が不可能と認められること。
- 2 許可申請書の添付書類として、駐車場所及びその周辺の見取り図が追加されたこと。

連絡先 介護保険指定・指導グループ
電 話 052-954-6289(ダイヤルイン)
FAX 052-954-6919